

新型コロナウイルス対策

(ガボン：12月24日からの新型コロナウイルス対策に関する措置)

- 行政機関、企業、レストラン、バーなどの公共の場所への訪問、入店に際して、ワクチン接種証明書又はPCR陰性証明書の提示が必要になります。
- PCR検査が有料になります。

12月15日付政令による新たな新型コロナウイルス対策措置は、憲法裁判所の決定により撤回されましたが、24日、ガボン政府は、以下のとおり、新しい政令による新型コロナウイルス対策措置内容を発表しました。本措置は24日から有効です。

- ワクチン接種済みの国外からの旅行者は、ガボンに到着時に検査を受ける必要があるが、隔離措置は免除される。
- ワクチン接種済みでない国外からの旅行者は、ガボン到着時に検査を受ける必要があり、承認された宿泊施設における5日間の隔離が義務づけられる。
- 国際線は、航空会社毎に週5便が許可される。
- ワクチン接種済みの場合、国内旅行における内務省の特別許可は不要。
- ワクチン接種済みでない場合、国内旅行をする際は、14日以内に取得したPCR検査陰性証明書及び内務省による特別許可が必要となる。
- 無料PCR検査を終了し、一般20,000FCFA、VIP50,000FCFAが必要となる。
検査証明書は国内移動の場合は14日間、国際移動の場合は3日間有効。
- ワクチン接種済みでない場合、行政機関・企業・レストラン・バー等の公共施設を訪れるためにPCR検査陰性証明書が必要となる。ワクチン接種済みの者はこれらの場所を訪れる際にワクチン接種証明書又はワクチンカードを提示する。
- 従業員が全てワクチン接種を終えている会社（レストラン・バーを含む）は、外出禁止時間の適用を免除される。
- すべてのワクチン接種済みの者は外出禁止時間帯の移動の自由を許可する。

【参考リンク】

○ Infos Covid19 GABON フェイスブック

<https://www.facebook.com/Covid19GOUVGA/>

○ 外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館ホームページ／フェイスブック

https://www.ga.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241) 011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241) 077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp